

株式会社 リヨーサン定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社リヨーサンと称し、英文では Ryosan Company, Limited と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 電子管、半導体素子、集積回路その他の電子部品及びマイクロコンピュータその他の電子機器の販売、製造並びに輸出入。
- (2) 電気機械器具及びその資材の販売、製造並びに輸出入。
- (3) 知的財産権の取得、売買、使用許諾及び仲介。
- (4) 貨物利用運送事業。
- (5) 倉庫業及び倉庫管理業務。
- (6) 中古品の買取り販売（古物営業法に基づく古物商）。
- (7) 労働者派遣事業。
- (8) 電気通信事業。
- (9) 前各号の業務に関するコンサルティング業務。
- (10) 損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業並びに生命保険の募集に関する業務。
- (11) 不動産の売買、賃貸、管理及び仲介。
- (12) 自動車のリース業。
- (13) 電話加入取扱代理業。
- (14) ビルメンテナンス業。
- (15) 家庭用電気製品、事務用機器及び日用品雑貨の販売。
- (16) 一般旅行業、旅行代理店業。
- (17) 前各号に付帯する事業。

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、1億5,567万3千5百98株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受け
る権利

(4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増)

第9条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株式に関する取扱い及びその手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集する。臨時株主総会は、必要ある場合に招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集地)

第14条 株主総会は、本店所在地又はその隣接地若しくは川崎市において開催する。

(招集権者及び議長)

第15条 株主総会は、代表取締役がこれを招集し、議長となる。ただし、代表取締役が複数の場合は、取締役会であらかじめ定めた順序に従い、先順位の代表取締役がこれをを行う。

2 全ての代表取締役に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序に従い他の取締役が、株主総会を招集し、議長となる。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第4章 取締役、取締役会及び執行役員

(員 数)

第19条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、7名以内とする。

2 当会社の監査等委員である取締役は、7名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任する。

2 前項の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任 期)

第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第25条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規則)

第26条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会の定める取締役会規則による。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

(執行役員)

第29条 取締役会は、その決議によって執行役員を定め、当会社の業務を分担して執行させることができる。

2 取締役会は、その決議によって、代表取締役の中から社長執行役員1名を選定する。

- 3 取締役会は、その決議によって、執行役員の中から会長執行役員1名、専務執行役員、常務執行役員及び上席執行役員各若干名を定めることができる。
- 4 執行役員に関する事項は、本定款のほか、取締役会の定める執行役員規程による。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第30条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発する。
ただし、緊急の場合には短縮することができる。

(監査等委員会規則)

第31条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会の定める監査等委員会規則による。

第6章 計 算

(事業年度)

第32条 当会社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第33条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第34条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

(配当金の除斥期間)

第35条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は支払の義務を免れる。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第60回定時株主総会終結前の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2017年 6月23日 改定